

令和4年度第1回木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会

- 1 開催日時 令和4年5月17日(火) 午後2時～午後3時15分
- 2 開催場所 木更津市役所朝日庁舎 会議室B
- 3 出席委員(12名)
 - (1) 被保険者を代表する委員(3名)
志保沢 博央、鈴木 博雄、鈴木 眞
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員(3名)
本吉 光隆、大日方 研、富沢 道博
 - (3) 公益を代表する委員(5名)
鈴木 彩子、小籠 桂子、永野 昭、山田 真司、後藤 紗織
 - (4) 被用者保険等保険者を代表する委員(1名)
白駒 勝也
- 4 欠席委員(4人)
 - (1) 被保険者を代表する委員(2名)
大和 晃、清水 一太郎
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員(2名)
天野 隆臣、細井 系太郎
- 5 執行部
副市長 田中 幸子
市民部 篠田市民部長、吉田保険年金課長、
石田国保給付係長、山中国保賦課係長、檀谷主査
- 6 傍聴定員と傍聴人数
傍聴定員 5人
傍聴人数 0人
- 7 議題
 - (1) 会長及び職務代理者の選出について
 - (2) 令和4度木更津市国民健康保険税の税率等(案)について
 - (3) 木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について※議題(2)及び(3)は諮問事項

令和4年度第1回木更津市国民健康保険の運営に関する協議会 会議録(質疑概要)

吉田課長 それでは、ただ今から令和4年度第1回木更津市国民健康保険事業の運営に関する協議会を開催いたします。

なお、木更津市国民健康保険条例施行規則第6条の規定によりまして、「本協議会の議長は、会長とする」となっておりますが、今回は、委嘱後初めての会議のため、会長が不在となっております。会長選出までの間、田中副市長に仮議長を務めて頂きたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、田中副市長、よろしくお願いします。

田中副市長 それでは、会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。なお、木更津市国民健康保険条例施行規則 第8条に規定する定足数につきましては、委員の半数以上である12名の出席がありましたので、本日の会議は成立いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、傍聴したい旨の申し出はありませんでした。

では、早速ですが「会長及び職務代理者の選出について」を議題に供します。

会長及び職務代理者は、国民健康保険法施行令第5条の規定によりまして、公益を代表する委員のうちから選挙することになっております。

それでは、選挙の方法について、お諮りします。いかがいたしましょうか。

富沢委員 事務局案があれば、示していただきたいと思います。

田中副市長 ただ今、富沢委員から、事務局案はありますかとのご意見がございましたが、皆様ご同意いただけますか。

(異議なしの声あり)

それでは、事務局側からのご提案はございますか。

吉田課長 はい。事務局としましては、会長に千葉県税理士会木更津支部推薦の山田真司委員を、また、職務代理者に地域の経済団体である木更津商工会議所推薦の永野昭委員とする案を提案させていただきます。

田中副市長 はい。では、お諮りをいたします。

ただ今の事務局提案のとおり、山田真司委員を会長に、永野昭委員を職務代理者にということで、賛成の方は挙手を願います。

全員賛成によりまして、山田委員が会長に、永野委員が職務代理者に選出されました。

ここで、新会長から ご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

山田会長 改めまして、お集りの皆さま、こんにちは。ただ今、本協議会の会長にご指名いただきました 税理士の山田でございます。私自身、この協議会に今期から初めての就任となります。大役を仰せつかって少々緊張しておりますが、これから3年間、精一杯職務を全うして参りたいと思っておりますので、至らない点多々あるとは皆様、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

この協議会は国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換、調査、審議、さらには市長へ

の意見の具申等を行うために設けられたと伺っております。木更津市の国民健康保険事業の運営にあたりまして、委員の皆様には重要事項を熱心にご討議いただきまして、よりよい国民健康保険事業の運営ができますよう努めていきたいと思っております。

なにとぞ、よろしくお願いいたします。

田中副市長 ありがとうございます。私は、以上で仮議長の任を解かせていただきます。ご協力いただきましてありがとうございました。

吉田課長 それでは、これ以降の議事進行につきましては、山田会長にお願いしたいと存じます。山田会長よろしくお願いいたします。

ここで田中副市長から山田会長へ諮問書をお渡しします。

(副市長 諮問書を朗読し会長に手渡す)

なお、副市長は公務のためここでいったん退席いたします。

山田会長 それでは、規定によりまして、議長職を務めさせていただきます。円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

本日の議題は、ただ今、市長から諮問をいただきました「令和4年度木更津市国民健康保険税の税率等(案)について」及び「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について」の2件となっております。

なお、この2件につきましては、関連がございますので一括して議題に供し、事務局から説明を求めます。

吉田課長 議長。

山田会長 吉田保険年金課長。

吉田課長 では、私からご説明申し上げます。

失礼して、着座にて説明させていただきます。配布いたしました、冊子になった資料「国民健康保険事業の運営に関する協議会」をご覧ください。

最初に、「諮問事項1 令和4年度 木更津市国民健康保険税の税率等(案)について」でございまして。

1 ページをご覧ください。令和4年度の国保税の税率につきましては、原則として令和3年度税率からの変更無し、としております。

2 ページをご覧ください。税率の変更は無しとしましたが、国保税の賦課限度額につきましては、地方税法施行令による規定がございまして、これまでも、この政令の改正に合わせての変更を行ってきたところですが、今回も政令の改正がございましたので、賦課限度額の変更を行なうものでございます。

まず、2 ページ上段の税率でございまして。国保税は、課税の目的ごとに区分された医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分の金額を合算したもので、それぞれに税率と限度額が設定されております。医療保険分は、国保加入者が診療を受けたときの医療費の支払いに充てる財源となるものです。

なお、国保制度につきましては、平成30年度に大きな改革がございました。それまでは、自治体ごとに運営していた国保事業について、都道府県が財政運営の責任主体となる「国保の広域化」が図られました。これにより、医療費の支払いに関しましても、平成29年度までは、自治体ごとに実際にかかった医療費を医療機関に支払っていましたが、平

成30年度からは、県が毎年度、自治体ごとに金額を定める「国保事業費納付金」を県に納めることで、実際にかかった医療費は、すべて県から交付されることとなりました。

後期高齢者支援金分は、後期高齢者医療制度を支えるために各保険者が納める支援金の財源となるものです。

介護保険分につきましては、40歳以上の方は介護保険の被保険者となり介護保険料を納めることとなりますが、国民健康保険に加入している40歳から64歳の方は、国保税の一部として介護保険分がかかるものです。

なお、この区分の「医療保険分」などという呼び方ですが、別添資料の「国民健康保険税について」の1ページ目の一番下の表をご覧ください。通常は「医療保険分」と呼称しておりますが、地方税法や本市条例などでは「基礎課税額」と規定されております。またこの後ご覧いただく資料等におきまして、「医療分」などと、更に省略した名称を用いた表などがございますので、ご了承くださいませよう、お願いいたします。

諮問事項に戻ります。変更案は、政令の改正に合わせ、医療保険分及び後期高齢者支援金分の課税限度額を変更するものです。表にあります税率・金額により計算した算定結果について、医療保険分は65万円を超える場合、65万円が医療保険分の金額に、後期分は20万円を超える場合、20万円が後期分金額になります。

次に、2ページ下段の軽減判定所得でございます。国保税は、上段の表にもありますとおり、前年の所得金額に税率を乗じた「所得割」、一人当たり定額でかかる「均等割」、一世帯に定額でかかる「平等割」を合計したのですが、前年の総所得金額等が政令で定められる基準以下の世帯につきましては、均等割額および平等割額を軽減する制度がございます。

令和4年度は政令の改正がありませんでしたので、今年度の基準は令和3年度からの変更はありません。

なお、これまでの国保税の税率等改正の変遷につきましては、14ページをご覧ください。今回のような、政令改正に伴う限度額・軽減判定所得の変更は、平成26年度以降、毎年度行なっております。また、税率につきましては、平成28年度から30年度の3か年は、国保の広域化に併せ、資産割を段階的に減少し、その分を所得割に賦課するための変更を行なったところでございますが、その後は変更していません。

次に、今回、「税率変更なし」とした理由について、ご説明いたします。

3ページをご覧ください。必要な税収を得るために、国保税率の改正を要するかどうかの検証となっております。まず左上、令和4年度国民健康保険特別会計予算におきまして、国保税の現年度分課税額を24億6,329万7千円としております。国保特別会計の収支均衡を図るための必要税収額でございます。これを①といたします。

次に、その右側の「5月2日現在データによる試算」でございます。本年度の5月2日現在の被保険者データをもとに、2ページにございます税率等の案、内容としましては、令和4年度税率等のうち限度額・軽減判定所得のみを変更したものでございますが、これにより課税した場合の調定額、つまり課税総額がいくらになるか試算したものでございます。「国保税がいくら入ってくるか」ではなく「国保税として課税する金額の総額がいくらになるか」の試算です。

この結果、調定額27億7,936万6,000円と算出されました。ただし、年度当初におきましては、所得割等の算定根拠となる前年所得について、未申告である者が相当数おりますので、毎年度5月頃に、未申告者に対する申告勧奨を行なっております。

このため、運営協議会前に試算する際には、未申告により仮に所得0円で計算していた被保険者が、申告により正しく所得割額が算出されることとなりますので、これらの要因により、令和4年度決算時の最終調定額は、現時点での試算値から3%程度の増額があるものと予想しております。3%の増額を見込んだ見込調定額が28億6,274万7,000円でございます。

この見込調定額を基に、国保税の収納率を勘案して、見込税収額を試算したものが、その上の金額です。左側が、収納率を、千葉県が各自治体の令和4年度標準保険料率を算定するにあたり採用した、本市の令和4年度収納率推計値88.46%とした場合です。これは、国保税一般分の、平成30年度から令和2年度の3か年の平均収納率でございます。この場合、見込税収額は25億3,238万6,000円となります。先ほどの、必要税収額④ 24億6,329万7,000円に対して2.80%の増額となります。

また、収納率を令和3年度の収納見込みから収税対策室が見込んだ収納率とした場合が、その右側の金額です。見込税収額は25億8,445万2,000円となります。必要税収額④ に対して4.91%の増額となります。

これらの試算の結果から、概ね必要税収が得られる内容であり、また、これらが、あくまでも見込の税収額であり、当然に誤差も生じることを考えますと、今年度の税率は変更する必要は無いと判断いたしました。

続きまして、4ページをご覧ください。税率等改正の影響について示した表でございます。今回の変更案では、まず、医療保険分の限度額を63万円から65万円としております。変更前は、1人世帯で、世帯の所得が775万円になりますと、医療分の算定額が限度額の63万円に達します。それを超える所得の世帯は、医療分が63万円で一定となります。変更後は、世帯の所得が800万円で限度額の65万円に達します。

また、後期分の限度額を19万円から20万円としております。

変更前、1人世帯では世帯の所得が1,043万円の後期分の算定額が限度額の19万円に達しましたが、変更後は、世帯の所得が1,099万円後期分の限度額の20万円に達します。今回の変更により、世帯所得が775万円から1,099万円の場合、0円から3万円の増額。1,099万円を超える世帯では一律3万円の増額となります。

同様に、4人世帯ですと、世帯所得が700万円から932万円の場合、0円から3万円の増額。932万円を超える世帯では一律3万円の増額となります。

5ページをご覧ください。県内37市の税率比較の表です。令和4年2月時点の調査データですので、令和4年度税率は確定値ではございません。君津4市については、直近の聞き取り税率に修正してございます。本表につきましては、詳細説明は省略させていただきますので、また後ほどご覧いただければと思います。4市の税率改正の経緯につきましては、参考資料11ページに記載がございますので、ご覧ください。君津市、富津市は、令和3年度税率からの変更は無く、政令改正に伴う限度額のみの変更を予定しており、袖ヶ浦市は税率の改正及び限度額の変更を予定しているとのことです。

続きまして、6ページをご覧ください。「諮問事項2 木更津市 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)について」でございます。

諮問事項1でお諮りしました、国保税の税率等につきましては、「木更津市国民健康保険税条例」において規定しておりますので、当該条例の改正につきまして、お諮りするものです。今回の変更にかかる条文がある条項と、変更内容を記載しております。冒頭でもご説明いたしましたが、「基礎課税額」は「医療保険分」のことでございます。変更内容に合わせまして、金額の修正を行なう内容となっております。今回の条例改正にかかる具体的な条文につきましては、7ページの「新旧対照表」でお示ししております。また

8 ページでは改正内容を図解しておりますので、後ほどご覧ください。

諮問事項に関する説明につきましては、以上でございます。

なお、資料の9 ページ以降につきましては、参考資料でございます。この場での詳細説明は省略させていただきますので、こちらも、後ほどご覧いただければと思います。

事務局からの説明は、以上です。

山田会長 吉田課長、ありがとうございます。ただ今、事務局からの説明が終わりましたので、ご質疑のある方はございますか。

鈴木博委員 質問ではないんですけれども、3年間楽しませてもらうためにきましたけど今の説明をずっと聞いていても楽しくないですよ。文章の中で頭に残らない。もう少し初めてきて、こういう経験がなくて、現職の時はそれなりにありましたけどもやめてからは農業と山をやっているんですけど、今の話をずっと会議で3年間これから聞くっていうとわかるより先につらい方が、素直なところ申し訳ないんですけど、これで3年間やるとちょっとつらいかなと。もうちょっとかみくだいたような状態でこの話これだけ見ても理解する能力どんどん落ちて行ってるんで、その辺ちょっと考えていただければ、急には無理でしょうけれども、ちょっと今の説明だけ聞いていると、目が追っかけてるだけで自分の中で理解ができてないですよ。その辺、皆さんは違うと思いますけれども僕自身の中でこれを3年間ずっとじゃないですけどやる中で、自分の意見を言うよりも理解する前にわからない部分が多いと思いましたので、参考になってもう少し形を変えていただければと思います。すいません。

山田会長 鈴木委員ありがとうございます。鈴木委員のご質問というか、ご意見ということでよろしいでしょうか。ということで次回からそのようなもう少し、私もすみません初めてだったので、ちょっとかみくだけてるかどうかかわからないですけど、簡単に言うと昨年と同じ税率で、限度額だけはちょっと上げますよ、といったお話だと思うんですけどそういうことでよろしいでしょうか。その根拠はこの中に記されているということなので。よろしいですかね。他にございますでしょうか。それでは無いようですので、質疑終局と認めて、皆さまにお諮りしたいと思います。

「令和4年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について」及び「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について」を原案どおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

反対の方はいらっしゃらないですね、では満場一致、全員賛成でございます。

よって「令和4年度木更津市国民健康保険税の税率等（案）について」及び「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定（案）について」を原案どおり承認することといたします。

以上で、議題の審議は終わりましたが、ここで市長に答申するため、答申書を作成いたしますので、しばらくの間休憩といたします。

（答申書（案）を作成 ⇒ 委員・職員に配付）

それでは、休憩を取り消し、会議を再開いたします。休憩中に、事務局から答申書の案をお配りしましたので、事務局に朗読していただきます。

篠田部長 議長。

山田会長 篠田部長、お願いいたします。

篠田部長 それでは、私が答申書の案を朗読させていただきます。

(朗 読)

山田会長 お諮りいたします。お配りしました答申書の案で、市長に答申したいと存じますが、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

それでは反対の方。満場一致、全員賛成であります。

では、この案で市長に答申いたします。先ほど承認いたしました議題につきまして、この案で市長に答申いたします。

ここで、議長の任をおろさせていただきます。皆様の慎重なご審議をありがとうございました。

吉田課長 山田会長、ありがとうございました。

続きまして、山田会長から副市長へ答申書をお渡しいたします。

答申書ができましたので、山田会長、田中副市長、中央の議長席前までお願いいたします。

(会長 答申書を朗読し会長に手渡す)

田中副市長 本日は諮問させていただきました、「令和4年度木更津市国民健康保険税の税率等(案)」及び「木更津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定(案)」につきまして、慎重なるご審議の結果、原案どおりご承認いただきまして、誠にありがとうございました。本日の答申を踏まえまして、令和4年度の国民健康保険事業の適正な運営に努めてまいり所存でございますので、今後とも委員各位のお力添えを賜りますよう、重ねてお願い申し上げ、簡単ではございますが、お礼の言葉とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

(副市長、御礼のあいさつ)

吉田課長 それでは、その他ということで、事務局から報告と連絡をさせていただきます。

石田国保 保険年金課、国保給付係長の石田でございます。今日のご審議ありがとうございました。
給付係長 私からは、今後の協議会の日程等について、ご説明させていただきます。推薦依頼の文書でお伝えしたとおり、木更津市の国民健康保険運営協議会は原則として5月に第1回、8月に第2回、明けて2月に第3回となっております。例年であれば8月に第2回を行う予定でございます。8月の第2回の時は、この辺りの君津地区4市、他3市もこのような運営協議会を持っておりまして、委員の皆様方に4市の合同の研修会を例年やっております。そちらの日程に合わせて第2回の会議を行うというのが通例でありましたけども、ここ2年コロナの影響もあって研修が中止になっております。今年度についてはということでこれから4市の事務局でどのようにするかを明日また集まったりするのでありますけど、4市で範囲が広いということ、なかなか平日の時間に合わせてお集まりいただくのが難しいかな、ということもありまして、今年度は木更津市が研修の幹事をさせていただくことになってまして、千葉県内で平成30年に国保の制度が変わって広域化をしたというのが資料の端々に出てきていると思いますけれども、そういった国が目指している広域化というものの狙いとして県内ではどこに引越しても保険税額をなるべく同じにしよう、みたいな国の動きがありまして、それについては千葉県としては今、どういう風に考えている

か、そういったことを県の資料を基に皆様にお示しした研修で学習していただくか、そういったことを考えていて、そういった内容であればわざわざ集まっていたかなくてもある程度は資料を、鈴木委員がおっしゃったような市役所の方でかみくだいた解説を付けて、こんな感じで国とか県は考えてますよ、それに基づいて4市もこれから税率を標準化というのにな変わってゆくのかというところで議論していきますので、もちろん木更津市もこれからどうしていきましょうかというのを協議会で議論していただくことがあるかと思いますのでその下準備としてそういった研修を考えております。こちらは書面の方でよいのではないかと考えておりますので逆に言うと2回目の8月の協議会の日程の方は研修を気にしないでよい日程になるんです。例年、この協議会、今日も来ていただけてますけれども保険医の先生方なども入っていますのでおおむね病院さんが休診日が多かったりする木曜日を選ばせていただくことが多くて、その中でもお医者さんも午前中診察があってその後すぐ来るということも難しいので、保険医の先生なんかだと木曜の午後4時とか、平日のもうちょっと遅い19時とかそういった時間であれば結構集まれるんだよといったご意見を頂戴しているところなんですけれども、協議会の委員の皆様方としては、協議会の開催時間を今日は14時からやらせていただいたんですが、仮に16時開催でもご都合の方はどんな感じでしょうか。ご意見もいただければと思いますけれども。ご意見なければ16時開催なら8月4日木曜日16時に、会議室がどこが空いているか、基本的には朝日庁舎考えておりますがそちらの日程でも大丈夫だよという方は挙手をお願いしますでしょうか。

白駒委員 終了時間は。

石田係長 おおむね1時間程度、1時間もないとは思いますが。

吉田課長 前の週に資料の方は送付させていただきますのでご覧いただいて、前もっての質問もできます。

石田係長 例年5月の会議は税率どういう風にするのかという、8月の会議では昨年の決算がどういった感じで赤字になりますとか黒字になりますとかそういったご報告、審議していただくというよりもご報告させていただきます。2月には来年度の予算と来年度の事業計画をお示しする、そういった議題を考えております。8月の会議は冒頭にも言いましたが4市の研修があって集まっていたくので一緒に会議をして、ということで例えば研修が書面等でタイミングがずれてしまって、決算のご報告ということだと資料を読んで、逆に書面会議でじっくり資料を読んでいただいて、質問等もメールとか郵便、ファックスでやり取りするという方法もございますので、その方がゆっくり考えられるし出席もできるよ、ということであればそういったことも選択肢としてはあると思いますが、今回特に、皆様改選がありまして初めてということでここ2年コロナ禍開催できなくて書面続いておりましたので顔が見えない状況でいきなり資料送られて、これを審議しろと言われてもなかなか大変なところがあるので今回、第1回ということでお集まりいただいたところではございます。

鈴木博委員 招集文書は出していただけるんですか。

石田係長 はい、今日、どんな感じの開催方法にしたいというのを決めていただいて、もちろん予定とか組んだりする都合があるかと思しますので、1か月くらい前までにはこのタイミングで書面でやりますよとか集まっていたくんであればもう少し早く1か月半ぐらい前までに、内容の細かい資料は後になりますがこういった内容で、というので案内を出させていただきます。こんな流れを考えております。それではもう一度になってしまうんですが次回について夕方16時開催でもいいよという方は挙手を。先生方は用事あって厳しい感じでしょうか。

本吉委員 いつでもいいんですが通常のスケジュールがありますんでそのない時、できたらお願いしたい。今おっしゃってたこの日は木曜日でたぶん大丈夫だと思います。

大日方委員 前もってわかればお願いして調整はします。

石田係長 そうしましたら今のお話を聞いて開催するということなら8月4日木曜日16時からを基本に考えさせていただいてコロナウイルス感染拡大とか動きによっては場合によっては変わる可能性もあります、そういった形で進めさせていただきます。
事務局からスケジュールについては以上でございます。

吉田課長 ただ今事務局からスケジュールの説明がありましたがこの件も含め、なにかご質問はありますでしょうか。

本吉委員 いいですか。今日はどうもありがとうございました。いつもいつも思ってることでございますけれども市民の皆さん方に医療費下げてジェネリックを使えというおすすめはやってきていると思いますが最近起こった事件がありますけども富山の方のある薬のメーカーがジェネリックの薬について出せない、という状況になりました。市の方としてはジェネリックをおすすめするという文書をずっと出しておりますよね、その経済効果、ジェネリックをおすすめしたことについての経済効果をどのくらいあったのかどうかは是非、事務局で調査いただきたい、それから今後のジェネリックのあり方、この件についてはどうしたらいいのかという方針を立てていただくと大変ありがたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

吉田課長 貴重なご意見ありがとうございました。経済効果等の準備を、すすめさせていただきたいと思います。その他に、ご質問等ないでしょうか。

(質疑終了)

吉田課長 以上で、本日の国民健康保険事業の運営に関する協議会を終了いたします。今回ご指摘いただいた件についてはわかりやすい資料でご説明して理解に努めさせていただきます。
委員の皆様、お疲れ様でした。ありがとうございました。

午後3時15分閉会

令和4年5月17日

議事録署名人

国民健康保険事業の運営に関する協議会

会長 山田真司

